

平成 20 年度第 3 回豊田市 P C B 処理安全監視委員会 議事録

平成 21 年 3 月 11 日 (水)

日本環境安全事業 (株) 豊田事業所 3 階
プレゼンテーションルームにて

午前 9 時 56 分 開会

【(事務局)松井】 おはようございます。時間より早いようですが、皆様お集まりいただきましましたので、ただいまから平成 20 年度第 3 回豊田市 P C B 処理安全監視委員会を開催させていただきます。

各位におかれましては、御多忙の中御参集いただきましてまことにありがとうございます。

本日の委員会ですが、2 時間程度を予定しておりますので、スムーズな進行によりしくお願いいたします。

なお、本日近藤委員が欠席されておりますが、監視委員会設置要綱第 6 条第 2 項に基づきまして、委員の半数以上の出席がございますので、委員会が成立したことを報告させていただきます。

また、1 月 15 日より、今泉委員にかわりまして深津委員が当委員会のメンバーに加わっております。この場で御報告させていただきます。

なお、写真撮影等につきましては、会議の冒頭のみとさせていただきますので、御了解ください。

それでは、議事に先立ちまして、豊田市環境部長の宇井より御挨拶申し上げます。

【豊田市(宇井環境部長)】 おはようございます。豊田市環境部長の宇井でございます。

本日は、松田委員長を初め各委員の方、それから関係各位、年度末で大変お忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

P C B を初めといたします残留性の有機汚染物といいますのは、その難分解性だとか長距離の移動性、それから蓄積性というようなことから、人体と環境に非常に悪影響を及ぼすということから、ストックホルム条約によりまして使用の禁止、それから適正な処理というのが定まっております。

日本におきましては、法律によりまして平成 28 年までに P C B を処理することになっております。こうした枠組みの中で P C B 処理事業が位置づけられております。

そこで、豊田処理施設でございますが、平成 17 年 8 月に開業した後、一時的に操業停止がございましたけれども、現在では順調に操業しているということでございます。

さて、こうした環境への取り組みの中の一つとして、豊田市が今年の 1 月 23 日に環境モデル都市として国から選定を受けました。この環境モデル都市というのは、地球温暖化の防止のために低炭素社会の実現に向けて、キーワードが「ハイブリッド・シティ」としており、人と環境、技術というものと資源を融合するという事で「ハイブリッド」という名前をつけています。こういう中で交通、産業、森林、こういった 3 つの分野の中で活力ある低炭素社会を実現していこうということでございます。

このような地球温暖化防止の取り組み、あるいはまた P C B 廃絶に向けた取り組みは、次世代に向けた世界的な課題でございます。P C B 環境リスク低減を担う処理事業につきましては、大きな使命と社会的責任を負っていると考えております。

そこで、本日の監視委員会では、J E S C O より安全運転の取り組み、それから市内廃棄物の処理の進捗状況について御報告があると思います。

一方、P C B 廃棄物の保管事業者につきましては、昨今の足元の厳しい経済状況の折、積極的な処理ができないというようなことも少し聞いております。今後は、こういった保管事業者への対応ということが大きな課題となってくると考えております。

このように、事業を進めるとともに取り組むべき課題が次々と出てまいります。事業が安全で P C B を確実に処理するために、市は監視・指導の責任を果たすという強い決意をしております。委員の皆様におかれましては、事業の安全性を確保するためにさまざまな視点で御意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局(松井)】 今回、環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 課長補佐の高橋様においでいただいております。御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

【環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課(高橋課長補佐)】 おはようございます。3月に入りましてまだ寒い日が続いておりますけれども、皆様方お忙しい中、また、お寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。

P C B 廃棄物の処理につきましては、先ほど部長からも御紹介いただきましたとおり、P C B 廃棄物に関する特別措置法に基づいて、平成 28 年までに処理を進めるということになっております。P C B が使用された製品につきましては、全国で 5 カ所、日本環境安全事業株式会社による処理が進められているところでございますけれども、このほか、微量の P C B が混入された製品というのがございまして、これの処理につきましても現在、環境省でその処理方策の整備につきまして検討を進めてきているところでございます。先だつて 3 月 2 日に、学識経験者からなる専門委員会の中でその議論をしていただきまして、おおむねその案がまとめられたところでございまして、これにつきましても、今後、処理の本格化に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

ということでございまして、日本環境安全事業株式会社による P C B の使用された製品の処理、それとまた微量の P C B が混入されたものに関する処理を一体となって今後 P C B 廃棄物の撲滅に向けた取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

その中でも、日本環境安全事業株式会社による処理というのがその中核となるべきところでございまして、こちらの豊田事業における安全かつ確実な処理を推進するために、引き続き皆様方の御協力をいただきたいと思っております。本日もどうぞよろしく願いいたします。

【事務局（松井）】 ありがとうございます。

本日は、日本環境安全事業株式会社の方々にも御出席いただいております。

ここで、御挨拶をいただきたいと思います。事業部長の齊藤様、よろしく願いします。

【J E S C O（齊藤事業部長）】 御紹介いただきました J E S C O 本社事業部長の齊藤です。よろしく願いいたします。

本日は、年度末のお忙しい中、当社事業関係の委員会にお集まりいただきありがとうございます。また、日ごろよりいろいろと御指導を賜りまして、改めて御礼申し上げます。

当社事業でございしますが、先ほど来、豊田市、あるいは環境省からもありましたように、日本の国策としての使命の中核を我が社が担うということで事業を推進しておるところでございしますが、前回の御挨拶でも申し上げましたとおり、ようやく昨年の

5月以降、トランス、コンデンサにつきましては、北海道がスタートいたしましたおかげで全国をカバーする体制ができました。

北海道事業につきましては、現在のところ操業率半分を切るぐらいのところ、まだ順次稼働率を上げていくという状況ではございますが、特段の大きなトラブルもなく順調に稼働率を向上しているという状況でございます。

ほかの豊田事業を含め、4事業につきましては、トラブル等の経緯があった事業所もございまして、現在のところ、ほぼ順調にそれぞれ稼働しているという状況でございますので、ようやくその処理計画、今後の見通しというものも少しずつ読めてくるような状況です。

北九州事業につきましては、現在、試運転をしております2期事業との連携工事等のために昨年12月から休止はしておりますけれども、年度明け早々の4月～5月には部分的、あるいは全面の稼働ということになるかと思っております。現在、試運転を慎重に実施しているところでございます。

当社事業の最近の傾向といたしまして、やはり処理が本格化して稼働率もかなりフルに近い状況になってきますと、どうしても経年的に出てくる施設の不具合、例えば物が詰まるとか、あるいは腐食が予想以上に進行する、こういったことが出てまいります。それにつきましては、最も先行している北九州事業はもう既に4年を超えておりますが、先行事業から出てきた事例を、必ず速やかに後発の事業にも展開をしていくということにより一層心がけていかなければならないと考えております。

また、重大な人的災害ではないですが、指を切ったとか打ち身とか、そういう怪我のような事例もこころのこころ少し増える傾向にございます。これは慣れというものも一つあると思いますし、あと北海道事業の場合は、まだ熟度が低いという面もあります。こういった怪我のたぐいは、こういう複雑なプラントではある意味日常茶飯事とも言われてはおりますけれども、当社事業の場合は、やはり地元の理解を得て立地したということもございまして、そういったことが起きることが、この施設全体に対する不安につながるということは十分認識をしておりますので、そういった情報もきちり公開をしながら、そういった事象の発生することのないように、地元で安心感を持っていただけるようにより一層心がけて、気持ちを引き締めて事業の推進に当たっていきたくて考えております。

本日もいろいろと御指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【事務局（松井）】 ありがとうございます。

では、議事に移ります前に、お配りしました資料の確認をさせていただきたいと思
います。

上から順に、本日の会議次第、委員の名簿、席次表、資料1、資料2 - 1、資料2
- 2、資料3でございます。

不足資料がありましたら、事務局のほうまでお申し出ください。

では、これより議事に移りたいと思います。

進行につきましては、松田委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いま
す。

【松田委員長】 本日は、年度末の大変御多忙な中、皆様御参集いただきましてあり
がとうございます。

それでは、会議の次第に従いまして進めさせていただきたいと思います。

まず議題1「豊田PCB処理事業における豊田市の対応について」につきまして、
事務局より御説明をお願いします。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 環境保全課長の福岡と申します。よろしくお願いま
す。

それでは、お手元の資料1について御説明させていただきます。

私どものほうから、豊田PCB処理事業における豊田市の対応について、前回の安
全監視委員会以後の内容につきまして、大きく5項目について御報告をさせていただ
きます。

まず1の「豊田PCB廃棄物処理施設への立入検査の実施状況について」でござい
ますけれども、前回の安全監視委員会以後、計12回にわたりまして立入検査を実施
いたしました。立入検査の詳細な内容につきましては、この資料の3ページの表1、
それから状況につきましては、8～10ページに写真を添付させていただいております
ので、こちらを御参照いただきたいと思います。

立入検査の内容につきまして、主な4点ほど御紹介をさせていただきます。

まず「(1)分析室の廃液処理状況の確認」でございます。こちらの豊田PCB廃
棄物処理施設につきましては、施設内でPCBの分析を行っております。こちらで使
用された廃薬品とか器具、そういったものが適切に管理されているかどうかについま
して立入検査で確認をさせていただきました。

試薬の処理等につきましても、台帳等で適切に管理がされていることを確認させていただきました。

それから「(2) PCB廃棄物保管困窮者を管理する台帳の確認」でございます。こちらは、前回の安全監視委員会でも議題として上げさせていただきましたが、PCBの保管について困難な事業者が域内にはかなりみえるのではないかとということで、その対応をどうするかということでPCBの広域協議会で協議をいたしまして、それぞれ各自治体、それからJESCOが保管困窮者の台帳を整備して適切に指導等を行っていくということで合意ができました。その台帳等がどのように整備されているかについて立入検査で確認をさせていただきました。

こちらについては、進捗状況の管理等を台帳で適切にされていることが確認できました。

それから「(3) 定期点検及び施設立ち上げ作業の確認」でございます。こちらにつきましては、年末から年始にかけて豊田事業所で施設を停止いたしまして点検作業等を行いました。この点検作業が適切に行われているかどうか、それから停止していた施設を再稼働する、この再稼働というのが一番事故・トラブルが起きやすいということで、この再稼働が適切に行われるかどうかについて立入検査で確認をさせていただきました。

こちらについては、作業手順書等に基づきまして適切に事故のないように行われているということが確認できました。

続きまして、「(4) オンラインモニタリングの異常についての対応」ということで、こちらは、1月末に私どもが立ち入りをさせていただいたときに、排気系統が幾つかございまして、それぞれオンラインモニタリングで監視をしておりますけれども、その中の3系の排気というところが、10ページの写真を見ていただくとおわかりいただけるかと思いますが、点線の丸で囲ったところがございまして、こういった形で異常な数値が出て、その後計測ができなくなったと、こういった報告を受けました。この3系の排気につきましては、オンラインモニタリングの後に活性炭処理をして、さらにその後、1系の排ガス処理と合わせてさらに処理がされておまして、こちらの1系のオンラインモニタリングでの確認ですとか、排ガスの手動分析によって確認をしたところでは、管理目標値を十分下回っているということで、施設からPCBの漏洩等があるということではございませんでしたけれども、市のほうでも念のために排

ガスの検査、PCBの分析を行いまして、PCBの漏洩がないこと、また1系のほうで監視しているモニタリングが正常に稼働していることを確認させていただきました。こちらは3ページの表2に、市で調査した結果を載せさせていただいております。

これにつきましては、3系はその後1系で処理するというにはなっておりますけれども、3系での監視というのは当然必要だと我々は考えておりますので、原因の究明と、当分の間は3系につきましても手動分析で監視をしていただくということをJESCOのほうに指示をさせていただきました。

続きまして2ページをお願いいたします。2の「収集運搬事業者の作業状況等の確認について」でございます。前回の安全監視委員会以後、収集運搬事業者に対して計6回の立入検査を実施いたしました。検査の状況につきましては、3ページの表1、それから写真は8～10ページに添付させていただいております。

主な内容といたしましては、「(1)携行書類及び緊急時対応用品の確認」ということで、6社に対してこういったものが適切に装備されているかどうか確認を行いました。

うち3社につきましては、緊急対応用のグローブですとか収集運搬許可証の写し、緊急時対応マニュアルが携行されていないということが確認できましたので、適切に携行するように改善を指導いたしました。

「(2)新たに収集運搬業務を始める事業者への指導」ということで、新たに収集運搬業務を始める場合には、第1回につきましては私どもが立入検査を実施しておりますけれども、今回、2社について立入検査を実施いたしました。

そのうち三菱電機ロジスティクス(株)については、ガイドラインに沿った適切な作業が行われておりましたけれども、(株)大相につきましては、重量のあるコンデンサを人力でインナートレイへ積み込むというようなことで、ちょっと破損事故等の恐れがあるような不適切な作業方法をとられておりましたので、こちらについては作業方法を改善するように指導いたしました。

また、今後こうした不適切な搬出作業の再発を防止するために、東海地区広域協議会において、初回作業等については各自治体でそれぞれ現場確認、指導をしていただけるように要請をしていくことにしております。

続きまして、4ページをお願いいたします。3の「環境モニタリング調査について」でございます。

「(1) 調査結果について」ということで、前回の安全監視委員会で20年夏の調査まで御報告をさせていただきました。ただ、そのうち水質調査の結果はまだ出ておりませんでしたので、夏の水質調査の結果と、冬季の大気、水質、底質の分析結果について御報告をさせていただきます。

結果につきましては、表3のとおりでございます。数値的には過去の調査結果の範囲であり、特に異常な数値は認められませんでした。表の太線で囲った部分が今回の御報告分でございます。

5ページをお願いいたします。「(2) 分析データのクロスチェックについて」ということで、こちらは、安全監視委員会で分析データについてはクロスチェックをしたほうが良いという御意見をいただきまして、それを受けまして、夏季の水質調査と冬季の水質調査、冬季の底質調査について、Co-PCBについてクロスチェックを実施させていただきました。

結果につきましては、表4の一番下の行、「Total Co-PCBs」というところをごらんいただきたいと思いますが、2社についてクロスチェックさせていただきましたが、実際、倍ぐらゐの開きがある数値が出ております。このA社、B社につきましては、ダイオキシンの計量証明資格を取得しておられますし、それから環境省のダイオキシン類の受注資格をお持ちでございます。また、精度管理等のISO17025等も取得している業者ということで、私どもとしては適切な業者を選んだと考えておりますけれども、実際にはかなり数値のばらつきがあったということでございます。

ちょっとこの数値だけでクロスチェックの結果がどうということは判定できませんので、今後さらにデータの蓄積を行いまして、クロスチェックのあり方ですとかデータの評価方法についてはさらに検討を続けていきたいと考えております。

6ページをお願いいたします。「(3) 異常データへの対応について」ということでございます。こちら安全監視委員会で、異常データが出たときの対応を市のほうとして決めておく必要があるという御意見をいただきまして、前回ちょっとたたき台ということでフローを示させていただきました。御意見をいただいて、今回ちょっと改善をさせていただきましたけれども、実際にどの時点を異常と判断するかというのは非常に難しいところがございます。こちらのフローシートでは、速報値が過去最大値の2倍を超過する場合を異常とみなして、分析データの再確認ですとか立入調査をするというような指導をしていくというようなフローシートになっておりますけれど

も、現実的には、先ほどクロスチェックのところでも御説明させていただきましたけれども、かなりデータのなばらつきがあるということで、この2倍というのがいいのかどうかというその根拠づけも非常に難しいと考えております。こちらについては、当面これで運用していきたいと思っておりますけれども、委員の皆さんの御意見をいただきながら、さらにまた改善を進めていきたいと考えております。

続きまして、7ページをお願いいたします。4の「PCB廃棄物保管事業者に対する処理の啓発について」ということでございます。豊田市のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画では、20年度末までに市内のトランス、コンデンサの処理をすることを目標としておりますけれども、20年5月時点でかなりまだ処理がされていない事業者があるということで、109事業者につきまして6月から今年の2月にかけて早期処理を行うように立入や文書等で啓発を行わせていただきました。

その結果、2月末時点でございますけれども、PCB廃棄物を処理するためにはJESCOに登録が必要ですが、今までその登録がされなかった事業者のうち30事業者が新たに登録をしていただきました。また43事業者については、処理の契約または処理を実際にやっていただいたという結果が出ております。

ただ、まだ未処理の事業者がかなりみえまして、先ほど部長からもお話しさせていただきましたけれども、経済状況が厳しいということで、なかなか処理費用の負担が重いということで踏み切っていただけない方もみえますので、未登録・未処理の事業者につきましては、早期処理をしていただけるように今後もさらに啓発を続けていきたいと考えております。

5の「PCB廃棄物処理事業に係る安全衛生対策について」。こちらも、前回の委員会だったと思っておりますけれども、収集運搬事業者についての安全衛生対策がどのようになっているか、その辺をきちっとしておく必要があるではないかという御意見をいただきました。

これにつきましては、私どもも不勉強でしたが、PCB廃棄物処理に関わる作業については、厚生労働省のほうで「PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱」が定められておりまして、事業者の指導をしていくということになっております。その中には安全衛生教育とか、特殊健康診断、血中PCB濃度の測定などを含む健康管理とか曝露防止対策が含まれております。

収集運搬事業に関わる作業従事者の安全衛生について、市といたしましては、この

安全衛生対策要綱に基づく適切な対応をしていただけるように、収集運搬事業者に文書で啓発指導をさせていただきました。今後も、立入検査等いろんな機会をとらえまして、収集運搬事業者について指導をしていきたいと考えております。

以上で、私どもからの御報告とさせていただきます。

【松田委員長】 どうもありがとうございました。

いろいろと御質問等があるかと存じますけれども、議題1の質問につきましては全体質疑で行いたいと思います。

続きまして、議題2の「豊田PCB廃棄物処理施設の操業状況について」ということで、JESCOより御説明をお願いいたします。

【JESCO(吉本所長)】 豊田事業所の吉本と申します。よろしく申し上げます。

JESCOでは資料2-1及び資料2-2を準備しております。私からは資料2-1と、それから1枚紙の別添資料3、それから別添資料12をもとに説明させていただきたいと思っております。

最初に資料2-1でございますが、豊田市域の処理終了時の事業総括を中間報告としてまとめております。その資料をもとに御説明したいと思います。

この資料は、昨年9月末までの操業実績と、それからモニタリング等の測定結果を報告させていただきましたが、9月以降、5カ月間の結果をとりまとめております。

この資料は、JESCOと豊田市が交わしております環境保全協定における約束事でございますが、「処理の終了に近づいた適当な時期に評価を行い、結果を豊田市の安全監視委員会に報告すること」ということになっております。そういうことで、前回に続きまして本日説明をさせていただきます。

資料が多くなっておりますが、時間の関係もありまして少し省略して説明させていただきます。

目次を見ていただきますと、本日主に御説明したいと考えているのは、4の事業の実施状況の中の(3)豊田市内のPCB廃棄物処理に係る進捗状況と、5の周辺環境への影響の状況を主に説明させていただきたいと思っております。

それから、添付資料が1から12までございますが、既に前回の監視委員会で資料としては提示させていただきましたが、その後、3と12が変わっておりますので、今日はその2つの資料のみの添付ということになっております。

それでは1ページ、「はじめに」というところで、10行ぐらい下がったところから

ちょっと読ませていただきます。

豊田施設においては、豊田市内に存する高圧トランス、高圧コンデンサ及びこれらと同等のものは、平成 20 年度末までにすべて処理することとしていました。

J E S C O に登録されて処理すべき市内のコンデンサ類は、21 年 2 月末時点で 6,286 台でございます。これまでトラブル等で操業停止があったものの、特にコンデンサ類については平成 21 年 2 月末までに当施設において 8,709 台処理しており、処理量的には市内分の P C B 廃棄物を処理する能力を備えた施設であると言えます。

しかしながら豊田市内には、現施設では処理が困難なコンデンサ類、使用中の P C B を含む機器類や、経済的な理由等により早期処理を希望していない事業者が保管している P C B 廃棄物があるため、予定の 3 月末までに豊田市内のすべての処理対象物を処理することはできない状況となっております。

2 は省略させていただきます、3 ページの「収集運搬時の安全性の確保」というところ、20 行目ぐらいでございますが、P C B 廃棄物の積み込み作業、積み下ろし作業は写真のとおりです。一部写真を掲載しております。また、全地球測位システム(G P S)による収集運搬時の軌跡図の事例も載せております。

これまで操業開始以来、2 月末までに 1 日最大 4 回ぐらい入っておりますが、これらの数値をまとめたものを次ページに載せております。これまで延べ 903 回 P C B の搬入がございましたが、特段のトラブル等は発生しておりません。現在の収集運搬の受け入れの状況で問題ないかと思っております。

G P S の軌跡図は、コピーでちょっと見づらいますが、ピンク色が豊田市内から、赤色が岡崎市内の個人で所有している P C B を受け入れたとき、それから三重県から搬入したものが紫色で描いてございます。

5 ページ、「事業の実施状況」。受入れ、処理及び搬出の状況と実績でございます。

豊田施設においては、平成 21 年 2 月末までにトランス類 600 台(豊田市内から 8 台、豊田市外から 592 台)、コンデンサ類については 8,779 台(豊田市内から 4,536 台、豊田市外から 4,243 台)、廃 P C B ドラム缶、あるいはペール缶で搬入されたものが 79 本で、トータル 18,740 キロでございます。これまでの受入状況は、別添資料 3 にとりまとめております。

(2) でございますが、私どもは平成 17 年 9 月 1 日から操業を開始しておりますが、この間、47 カ月ほど経っております。その間、操業したのは約 30 カ月、操業停

止期間が 12 カ月ほどになります。それらの状況、それから定期点検をいつやったかというものを下の表にあらわしております。

次に 6 ページ、「P C B 廃棄物の処理実績」でございます。純 P C B の処理量としては、表の中の一番右下を見ていただきますと、377.6 トン、約 380 トンの P C B を処理したことになります。大型トランス 82 台、小型トランス 464 台、車載トランス 54 台、トータルしますと 600 台になります。コンデンサは 8,709 台になります。

7 ページになりますが、これらのものを私どもの処理施設に投入した台数を色別にグラフにあらわしております、最近は比較的落ち着いた形で安全操業を続けている状況がこの表を見ていただきますとわかるかなと思っております。

次に、8 ページにまいります。「有価物及び産業廃棄物の払出実績」でございます。私どもの施設は、P C B という特別産業廃棄物を処理しまして、鉄類、銅類を有価物として払い出しをしております。それから廃 T C B (廃トリクロロベンゼン)、液処理残さ、含浸物(素子、紙、プレスボード等)、それから碍子類、一部ガラス等がございますが、それらのこれまで操業して以来、平成 17 年から 19 年は年度の払出量、そして 20 年度は 4 月から 2 月までの各月々の払出量を書いております。

以下 8、9 ページは、それらのものをグラフにしてあらわしております。操業停止期間、それから定期点検のあるときは少し払出量も減っているということがわかりいただけるかと思えます。

11 ページ、「豊田市内の P C B 廃棄物処理に係る進捗状況」でございます。豊田施設においては、豊田市内の区域に存する高圧トランス、高圧コンデンサ及びこれらと同等のものを平成 20 年度末までに処理することとしており、平成 21 年 2 月末までにトランス類を 8 台、コンデンサ類を 4,536 台処理しております。これは豊田市内の処理対象物に対して、トランス類で 80%、コンデンサでは約 72%に相当します。保管事業所数で見ると、豊田市内の 263 事業所のうち 207 事業所に保管されていた P C B 廃棄物の処理を実施したことになります。

12 ページの表を見ていただきますと、上の表が市内の J E S C O に登録されているコンデンサの数、6,286 台でございます。このうちの 72.2%がこれまでに処理したものでございます。そして 30 台、0.4%に当たりますが、この 3 月に搬入計画をされているものでございます。そして 420 台、6.7%が、経済的理由等で処理を見送りたいという処理台数でございます。それから 1,300 台、20%ほどでございますが、これは

私どもの現在の処理施設ではライン処理ができないものです。

その下の表でございますが、前回の資料で 244 事業所とちょっと間違っただ数字をお示ししましたが、J E S C O のほうで把握している事業所としては、豊田市内に保管しているのは 263 事業所です。

既に 188 事業所がすべて完了をしておりますが、現在、19 事業所が継続して処理しております、56 事業所がまだ手がついてないという状況になっております。

処理が困難な P C B 廃棄物につきまして 12 ページ で少し説明させていただきます。

受入寸法の規格外のコンデンサ類。私どもの処理ラインのサイズが書いてございますが、このラインより規格が小さなもの、大きなもの、あるいは国内で使われてなくてちょっと予想外の形をしているもの、そういうものが処理できないものがございます。

それから、漏洩品や漏洩の恐れのある P C B 廃棄物についてでございますが、収集運搬が可能なように適切な補修を行うことで処理は可能で、これまでも受け入れたことがございますが、P C B 廃棄物は、消防法において危険物に該当いたしますので、漏洩している状態の P C B 廃棄物は、J E S C O が定めております漏れ防止型金属容器では、消防法で定められた運搬容器に該当しないことなどから、運搬ができません。また、トラックへの積み込み作業時に作業員への P C B の曝露という恐れ等もございます。私どもの施設でも作業環境上の問題がありまして、現在は受け入れておりません。

それから、機器性状が未確定な P C B 廃棄物というのがございます。保管事業者が厳重に保管・管理するために鉄の容器に入れて中身が見られないというようなもの、書類上の記録しか載ってないというようなものも一部ございます。

そういうものが、豊田市内には合わせまして 1,300 台ほど残っているということになります。

14 ページにまいります。「周辺環境への影響の状況」ということでございますが、排出源モニタリングの結果と評価、それから周辺環境モニタリングの結果と評価、この結果につきましては、前回少し説明させていただきました後、昨年秋と今年冬に測定した結果を、排出源、それから周辺の数値として反映させたものでございます。この添付資料 12 をとりまとめたのが 14、15 ページになりますので、14 ページのほ

うで少し説明させていただきます。

「排出源モニタリングの結果と評価」ですが、排気中のPCB濃度、ダイオキシン類濃度については、すべて管理目標値を下回っております。一時、ベンゼン濃度について3 - 2系で排気ガスが管理目標値を超えたことがございましたが、その後は対応をとりまして問題なく現在は操業しているところでございます。

それから排水中のPCB濃度、ダイオキシン類濃度につきましては、これまですべて管理目標値以下でございます。

また騒音につきましても、一時、夜間騒音が管理目標値を超えたことがございましたが、対策をとることによって、現在は問題なく管理目標値以下になっております。

それから、排気口における悪臭物質につきましては、管理目標値を下回っております。その他悪臭物質についても、特段問題ないと考えております。

次、15ページになります。「周辺環境モニタリングの結果と評価」でございます。大気中のPCB濃度及びダイオキシン類濃度につきましては、すべて環境基準値の管理目標値を下回っております。

なお、ベンゼン濃度については、当該地域が工業専用地域であることから、環境基準値は適用されていませんが、JESCOの定めた管理目標値は下回っております。

こちらの14、15ページに書いてある測定値は、過去に操業を始めてからこれまでの最大数値を書いてございます。右端に書いてあるのが管理目標値、あるいは環境基準値でございます。ベンゼン濃度、それから騒音が一時超えたことがございましたが、その後、問題なく対応しております。

それでは、少し飛びまして本文の19ページ、「安全教育活動の実績」ということで、安全セミナー、あるいは安全教育等をやっております。前回、実績を報告しておりませんでしたので、20ページに実績を報告させていただいております。

そして23ページでございますが、部長のほうから報告がございましたが、私どもは本社と5事業所で運転管理、あるいは安全対策ということについて各部署で連絡会議を設けまして情報交換をしております。そういう事例をこちらのほうに載せさせていただいております。

25ページを見ていただきますと、安全対策室の情報交換会というのをやっております。表の中の一番下でございますが、今年の2月に当事業所で各事業所、本社の者が集まりまして安全対策室での情報交換会をしております。主な議題とか情報交換

の内容は省略させていただきます。

次に 26 ページです。環境マネジメントシステムの構築ということで、昨年 11 月 14 日付で I S O の認証を取得しましたので報告させていただきます。

それから 27 ページ、写真の左下、払出物の展示ですが、見学者から「どんなものになって払い出しするの？」という御質問が多いものですから、最近、展示物を新しいものに変えさせていただいております。

ボリュームがたくさんで十分御説明できなかったところがございますが、これで私の説明を終わらせていただきます。

今後は、中間報告となっておりますが、3 月末までの実績をまとめまして、そして本日監視委員会の皆様に御意見等をいただいたら、それを踏まえましてまた事務局と調整しまして、皆さんのほうに全資料が 4 月、あるいは 5 月ぐらいにはお手元に届くようにしたいと思っております。

以上でございます。

【J E S C O (牧田副所長)】 豊田事業所の牧田でございます。続きまして、資料 2 - 2 について御説明申し上げます。

1 つ目ですけれども、先ほど市のほうからも御説明がございましたが、P C B 廃棄物の保管困窮者についてでございます。

平成 20 年 11 月 6 日に開催された東海地区広域協議会で、保管困窮 P C B 廃棄物に対応するための連絡体制が確立されたことから、J E S C O としましては、次のページに対応フローを書いていますけれども、それに基づいて保管困窮 P C B 廃棄物の確認、行政への連絡、処理委託契約、搬入日程調整などの流れにより受入・処理を実施しております。

広域協議会の体制に基づく保管困窮 P C B 廃棄物の対応状況は、下に表をつけましたけれども、このとおりです。今のところ把握している保管困窮者は、愛知県 2、名古屋市 5 という形で、全部で 10 社について行政のほうから御連絡をいただいております。コンデンサが 23 台。それぞれの状況につきましては、右に対応番号がありますが、これは、次のページの対応フローシートのどの段階にあるかで、例えば というのは、契約段階にはあるということを示しておりますけれども、こういうような形で対応をしております。

今後につきましても、保管困窮 P C B 廃棄物の対応については、関係行政と緊密な

連絡をとりまして、早急な対応を進めていく所存でございます。

3 ページですけれども、2 番目としまして、遮蔽フード内の S U S 床の管理について。前回の監視委員会でも、この問題点について御紹介をしておりましたけれども、その後の経過についてつけ足して説明させていただきます。

この S U S 床というのは、前回も御説明しておりますけれども、施設の中でレベル 3 に指定している遮蔽フードというところがございます。その床、壁、天井がステンレスになっていますが、その床と壁のコーナーの際のところはステンレスで溶接ができないということで、その部分についてメタクリレート系コーキング材というもので隙間を詰めているという状態になっています。このコーキングの健全性について定期的に測定しておるわけでございますけれども、平成 19 年 6 月から平成 20 年 8 月までの結果を前回に御説明を申し上げます。その後、昨年 12 月の定期点検で同じくこの検査をいたしましたけれども、その時点では 107 カ所すべてにおいて微少発泡はございませんでした。

(3) でございますけれども、微少発泡という現象が起こり始めているということをお前の監視委員会で御報告して、その原因として振動が影響しているのではないかとということで、振動測定試験を行っているということをお報告したわけでございますけれども、これまでコーキング箇所の微少発泡箇所は、施設の解体エリアなど振動が発生するエリアに多く見られる傾向があったことから、振動が微少発泡に影響があるのではないかと考えて、大型 / 車載トランス解体エリアなどの振動が発生するエリアと、振動がほとんど発生しないエリアなどにつきまして、遮蔽フード内の S U S 床の振動測定試験を昨年の 9 月 18 日から 10 月 22 日の間に実施いたしました。測定機械の写真とかセンサーを設置した写真をつけておりますが、4 ページの下には測定ポイントが書いてあります。

それで、結果でございますが、非常に我々にとって残念ですけれども、測定の結果、最大振動速度が大きければ微少発泡回数も多いのではないかとこの想定に反しまして、5 ページに最大振動速度と微少発泡回数との関係をあらわした図がございますけれども、両者の間には明らかな因果関係を確認できないという結果となりました。

この結果を踏まえまして、S U S 床コーキング箇所の定点の発泡試験に加え、今後は毎年全コーキング延長の発泡試験を行うこととして、平成 21 年度から、次のページに維持管理基準の案をつけておりますけれども、これを定めたいと考えております。

今日の監視委員会の皆様の御意見を伺って、それでよければこの管理基準を定めていきたいと思っております。

(4)ですが、これまでの遮蔽フード内SUS床コーキング箇所の発泡試験結果や振動測定試験結果等を踏まえまして、遮蔽フード内SUS床維持管理基準として、定点107カ所、これにはテストピースも含めますが、そのコーキング箇所の発泡試験を年4回以上行いまして、SUS床コーキング箇所全延長約1,030メートルの発泡試験を年間通して1回以上行うこととし、試験範囲、点検頻度、発泡試験の方法、合否判定基準、コーキングの補修方法、アルミテープの健全性の確認方法と頻度等を定め、また地震発生後の健全性の確認方法を定めたいと考えております。

今回定める遮蔽フード内SUS床維持管理基準に基づいて、微少発泡の早期発見、補修など適正に管理していくことで、遮蔽フード内SUS床コーキングの健全性を確保していきたいと考えております。

6ページに、今申し上げましたSUS床維持管理基準、まだ実際に制定しておりません案でございますが、この内容について御説明して委員の皆さんの御意見をいただきたいと思っております。

4番目の「健全性確認の方法」でございますが、「(1)発泡試験の範囲及び頻度」。定点の発泡試験は107カ所(テストピース4カ所を含む)について、年4回以上実施する。全延長発泡試験は、エリアごとにSUS床壁際コーキング部の全延長について、年間を通して1回以上実施する。

「(2)発泡試験の方法」。発泡試験は、コーキング部のアルミテープをはがした後に、真空発泡試験箱により試験圧力を室内圧から10KPa減圧して実施する。

定点の発泡試験においては、コーキング部からの発泡がないことを確認し、アルミテープは再利用する。ただし、アルミテープが再利用できない場合は新品のアルミテープに貼りかえる。

全延長発泡試験においては、すべて新品のアルミテープに貼りかえる。

新品のアルミテープを貼りつける場合は、端部を約10センチ重ね合わせる。

下に点線で囲ってある部分がございますが、先ほど試験圧力を室内圧から10KPa減圧して実施するという事を申し上げましたが、この設定の根拠につきましては、前回、試験を行った結果について御説明しておりますけれども、真空発泡サンプル試験で、溶剤の漏れがなく、かつ発泡が確認された0.13ミリ径の孔での圧力がマイナス

4～4.5KPaであったことから、この圧力の約2倍のマイナス10KPaを基準として考えたいということでございます。

「(3) 合否判定基準」。連続する発泡または気泡の成長もしくは気体の噴出がなければ合格とする。

「(4) コーキングの補修方法」。微少発泡した箇所を中心として10センチ程度脱脂剤で拭き取り後、下地剤(ポリマー)を塗布し、乾燥後に新たなコーキング材を充填する。コーキング材が乾いた後、再度発泡試験を行い、微少発泡がないことを確認した上で、アルミテープを貼りつける。

5番目に、地震発生後の健全性の確認についてもこの基準に盛り込みたいと考えております。

、80ガル以上、これは震度5に相当します。震度5以上の地震を検知した場合は、全延長の発泡試験を実施し、健全性を確認後、操業を行う。

、40ガル(震度4)以上の地震を検知した場合は、速やかに定点の発泡試験を実施する。その結果、直近の試験結果よりも発泡箇所が多いエリアは、全延長発泡試験を実施する。

、10ガル(震度2)以上の地震を検知した場合は、目視により全延長のアルミテープの健全性の確認を行う。アルミテープの損傷箇所を確認した場合は、その前後10メートルについて全延長発泡試験を実施する。

このような管理基準を定めたいと考えております。

続きまして、3の「防火区画間仕切壁の補修について」。これも前回、前々回の監視委員会で御説明してまいりましたが、今日いらっしゃるって工事中ということに気がつかれたと思いますが、この改修工事につきましては、2月1日から3月末までの予定で実施しております。7階の見学者通路から徐々に下の階に工事を進めてまいりまして、今、大体3階、4階というところになっておりますが、工事完了時には消防本部の完成検査を受けます。このため、見学者通路についても工事エリアに該当しますので、この期間の見学を一部制限、または一時休止させていただきますので、御理解と御協力をお願いしております。

4つ目でございますが、「受入基準の変更について(概要)」ということでございます。

これは、PCB廃棄物をJESCO豊田事業で受け入れる基準を設けております。

豊田事業におきましては、これまで愛知県内のPCB廃棄物を中心に搬入してまいりましたが、21年度からは岐阜県、静岡県及び三重県のPCB廃棄物を本格的に搬入することとなります。

このため、収集運搬業者を認定する上で一層の安全性の確保に必要な措置を明確にする観点から、「豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」について見直しを行おうと考えているところでございます。

なお、この受入基準を変更するに当たりましては、豊田市との環境保全協定に基づいて市の承認を受ける必要がございます。

主な変更点につきましては、1つ目、運搬車両の自動車保険等の加入について。実際にはこれもチェックポイントとしていますが、これが受入基準に明記されておりませんでしたので、明文化したいということです。

それから2番目としまして、搬入者は収集運搬に先立ち、その都度運搬計画をJESSCOに報告する旨、ほかの事業の受入基準に明記してあるように明文化したいということです。

3つ目ですが、寸法が漏れ防止型金属容器に入らない、または重量が3.5トンを超えるPCB廃棄物を漏れ防止型金属トレイで運搬する場合については、これまで低床型トレーラーでの運搬を義務づけてまいりましたが、これは最大級のものを考えた場合の基準でございましたので、高さが2.5メートル以下であれば、低床型トレーラー以外の運搬車両を用いることも可能にしたいと考えています。あわせて、漏れ防止型金属トレイにつきましては、受入上限寸法幅2,700、奥行3,500を、幅2,850、奥行3,550に変更したいということでございます。

その他、字句等の修正とかございますけれども、このような形で修正をして変更したいということでございます。

この変更につきまして、本日の安全監視委員会の御意見を伺いましてこの変更内容を固めた上で、豊田市に承認願いを申請する予定であります。

以上でございます。

【松田委員長】 どうもありがとうございました。

続きまして、前回の委員会において検討いただきましたコンデンサの自己搬入事業につきまして、その後いろいろと御検討いただいたと思いますが、愛知県よりその後の状況について御報告いただきたいと思います。

【愛知県環境部資源循環推進課(阿部主任主査)】 オブザーバーとして参りました資源循環推進課の阿部と申します。

前回、どういう形でやられているか報告してほしいということで御質問をいただきまして、資料を用意してまいりました。

11月に第2回PCB廃棄物処理に関わる東海地区広域協議会を開催いたしまして、その席で、愛知県としてはこういうことをやっておるということで例を示させていただいて、それについてメンバーであります4県7市の11人のメンバーが全員、愛知県に準じて対応するという合意をいたしました。

これは、愛知県の例として書いておりますが、愛知県の場合は、県民事務所等で事務をしておりますので、県民事務所のほうへ保管困窮者の方から申し出をしていただくということでやっております。

その申し出があったときは、適正保管、収集運搬の基準等を、JESCOはこういうことでやっておると、それから収集運搬業務については国の決めがあるということの説明をいたしまして、くれぐれもその基準から外れないように、それから豊田市、JESCOで取り決めておることを守ってくださいというお願いをする。

そして、その状況につきまして県民事務所のほうから私どもに、廃棄物監視指導室に連絡いただいて、それをJESCOにお伝えしまして、それからJESCOから委託契約、収集運搬業者の紹介をしていただく。そして保管困窮者の希望をJESCOのほうから打診をしていただきまして、登録の収集運搬業者の方に手を挙げていただくということでやっていきます。

それから、その手を挙げていただいた登録収集運搬業者の方から、保管困窮者との間で見積もりと委託契約の締結をする。それにつきましてJESCO、それから登録の収集運搬業者と日程調整をしまして、JESCOのほうから、あるいは登録収集運搬業者のほうから保管困窮者さんと打ち合わせまして、そしてこの場合、Cという登録収集運搬業者が契約者となってPCB搬入が行われるということを示しております。

それにつきまして経過連絡ということでなっておりますけれども、この経過連絡につきましては、この契約をしましたよ、登録しました、処理をしましたよというようなことを細かに報告いただいております。

このようにして、先ほどJESCOのほうからもお話がありましたように、愛知県においては2件業者があるけれども、その経過につきましては逐一報告していただい

ておりまして、適正に処理が進んでおるということを確認しております。

それから、今までも記録はございますけれども、いつ運び込んでいつ処理したというようなことにつきましても、私のほうでも一覧表をつくりまして、経過を見まして、そういうことはないでしょうけれども、「時間は経っているけれども処理をしたか」というJESCOへの問い合わせ等に役立てていきたいと考えております。

以上です。

【松田委員長】 どうもありがとうございました。

ただいま大変盛りだくさんの御報告をいただきましたが、ここで 50 分ほど時間がございますので、その間、各委員の皆様から御質疑、コメント等をいただきたいと思えます。

全部一括して質問等を賜るとなりますとわかりにくくなりますので、中で重複している部分もあると思いますが、できましたらまずは資料 1 のほうから順番に行わせていただきます。お気づきの点、御質問等がございましたら、どなたでも結構ですのでお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

【須賀委員】 資料 1 の 1 ページ、豊田市の対応についてですけれども、(1) の分析のところですが、分析に使用した水はタンクに貯留し、P C B の含有について検査を行った後、外部で適切に処理したと。このときの P C B の含有についての判断基準と、それ以後の処理の、特産産廃になるかと思いますが、その状況について教えていただきたいということが 1 点。

次に、P C B を含む分析試薬の管理ですけれども、これは I S O でも多分規定が決まっていると思いますが、瓶での管理なのか、使用量での管理なのかを教えてください。

次に 4 ページで、環境モニタリングについての結果を教えてくださいけれども、分析のクロスチェックという貴重なデータが出てきたけれども、ここのモニタリング調査結果であらわされている数字は、この A 社、B 社、どちらの数字なのか、逆に高いデータとかあるかと思いますが、どのデータを書かれているのか。この 3 点についてお願いします。

【松田委員長】 それでは、豊田市からお願いします。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 最初の御質問は、私どもがお答えしたほうがいいの

か、J E S C Oに答えていただいたほうがいいのかわからないですが、「P C Bの含有について検査を行った後、外部で適切に処理していた」の部分については、これはP C B廃棄物でなくなったということを確認したものを産廃として処理されているということであって、P C Bが含有しているものは産廃でなくてP C Bの廃棄物処理のほうになると思います。

あと、瓶で管理しているか使用量で管理しているかについては、こちらはJ E S C Oで細かく御説明をしていただいたほうがいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【J E S C O (牧田副所長)】 お答えさせていただきます。

まず、分析に使用した水というのは、どういうところで発生するかということですが、分析した後、分析器具をまず油で洗います。その洗った後、最終的にもう一回水洗浄します。その水洗浄した水が出てくるわけですが、基本的にはもう全くP C Bがない。それをP C Bがないということをきちんと卒業判定試験を行いまして、その検査を行った上で、これを本当なら排水で出しても構わないものですが、市との協定、受入基準の中で、処理場の中からは一切水を出さないという協定がございますので、これを産業廃棄物として出しております。全くの水でございますが、一応、廃アルカリという形で産業廃棄物として排出しております。

その次の、分析試薬が瓶管理をしているか、このところは、正確に把握しておりませんので、また後日御報告したいと思います。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 それから、クロスチェックの件でございますけれども、4ページの表3と比較していただければおわかりいただけると思いますが、A社というのが私どものP C Bの環境モニタリングで委託しておる業者でございます、こちらが従来からの環境モニタリングの調査結果です。B社につきましては、これはC o - P C Bということでダイオキシン類の一部でございますので、ダイオキシン調査に合わせて同時サンプリングをしてクロスチェックをさせていただいたということでございます。

【松田委員長】 そのほかよろしいでしょうか。

【須賀委員】 先ほどの件は、P C Bの含有について検査はやっていて、しかも特管産廃で出しているという認識でいいわけですね。どれぐらいの量ですか。

【J E S C O (牧田副所長)】 多いときですけれども、1週間で5立米くらいです。

【金子委員】 資料1の3ページですが、だいぶ収集運搬の範囲が広がってきて、地図では愛知県、名古屋市、三重県と広がってきましたが、今、大体、許可している収集運搬業者は何社ぐらいか、当初よりだいぶふえているんじゃないかなと思いますが、何社ぐらいふえてきましたか。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 私どもの許可を受けて協定を締結させていただいている事業者は、現在19社です。

【金子委員】 これはJESCOのほうも同じですか。

【JESCO(吉本所長)】 JESCOは資料2-1の3ページに書いてございます。先ほどちょっと説明しませんでした、上から20行目ぐらいに、「入門できる収集運搬業者として認定しました19事業者が」ということで、19社でございます。

【金子委員】 資料1の中で7ページ、PCB廃棄物保管事業者に対する処理の啓発という形で、実際には平成21年3月末までに豊田市内のPCBは全部処理するというのが当初の豊田市、あるいはJESCOの目標であったと思います。実際に当社もまだ処理ができてないですが、非常に厳しい段階の中で今、やられているというのが先ほどから出ております。この4の一番下に未登録・未処理の事業者に対して、早期処理を行うように今後も啓発しますというふうに書かれていますが、今、現在、この未登録・未処理の業者が何社ぐらいあるかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 未登録の事業者が16事業者で、登録済みで未処理というのが50事業者です。

【金子委員】 ありがとうございます。

【松田委員長】 そのほかいかがですか。

はい、どうぞ。

【市原委員】 6ページの異常データへの対応というところで、過去最大値の2倍を超過する場合にということですが、これは過去最大値というのはどんどん変わって来るので、そうすると管理基準がどんどん甘くなっていくという方向にいつてしまうけれども、もともとは目標値よりかなり低いところの数値だからということで難しいと思うけれども、絶対値の見方の工夫がもう一つ要ののと、本来は傾向値で管理すべきじゃないかなと思います。統計的には、例えば3点以上右肩上がりだったら何か異常があって、5点以上だったら完全に異常があるよという、そういう傾向値管理にし

ないと、目標値にして随分低いところの話をするのに絶対値管理ではちょっと難しいので、傾向値管理と絶対値管理を併用したほうがいいのではないかと思うのですけれども。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 先ほどちょっと申し上げましたが、私どももその辺をどうするかで悩んでいるところがありまして、今の御意見も参考にさせていただいて、どんなときを異常と呼ぶかというのも、またよりよい方策を検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

【松田委員長】 そのほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【佐藤委員】 2ページの2で、新たに収集運搬業務を始める業者については指導しているということですが、昨日、「事業だより」の59をいただいて見ていましたら、安全への取り組みについてとありまして、クレーン作業のところは、実際に手で触れては危ないのでかぎ棒を使って物を押さえるという仕組みかなと思って、社内はこういうふうに指導されているのかなと思って見ていたんです。10ページの-1の写真ですが、これは外部の作業の写真ですけども、実際に物に手を触れて押さえていると思います。指をはさまれたりするのを防止するためには、やはり業者の方もこういう器具を用いて実際に物を触らないことを徹底されているマニュアルがあるかどうかです。その点はどうですか。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 10ページの-1の写真のことを御指摘いただいているかなと思いますけれども、私どものほうで今回問題にしておりましたのは、申しわけございませんけれども、その手が触れないところまではちょっと気がつきませんでした。今のお話を含めて、どういったかっこうがいいのかというのをまた検討していきたいと思います。

先ほど収集運搬業者の啓発のところでは指摘させていただいたのは、従来、40キロ以上のものについては、国のガイドラインの中で、運搬用のフォークリフトですとかクレーン、そういった設備を使ってやりなさいということになっていたのですけれども、それを手で容器の中に入れようとしたというようなことがございましたので、それを指摘させていただいたんですけれども、今、委員の御指摘がありましたように、機械でやっておってもはさまれるという恐れもありますので、その辺も、どうやってやったらいいかをまた指導方法を考えていきたいと思います。今までは、申しわけありま

せんけれども、そこまでの考えが及ばず指導はしておりませんでした。

【佐藤委員】 昨日いただいて読ませていただいて、安全への取り組みに関心があったものですから、今日どんな説明をされるかなと思っていたので、実際のこの例と写が違うものですから、どうかなと思ひまして質問させていただきました。ありがとうございました。

【松田委員長】 では、御検討をお願いします。

そのほかいかがでしょうか。

【井上委員】 6ページの異常データへの対応ですが、1点気になったのが、左の上のほうのJESCO立入のところで、異常の有無、異常なし、それから分析上の異常で異常ありがあると再検査を実施するところ、ここは無限ループに陥る可能性がありますので、多分、2回目ぐらいで異常ありというのが出てこないとは思うのですけれども、そのときの運用でしっかりしていただきたいと。

それから、その一番下にいったときに、結局異常の有無がわからなくて異常なしと判断された場合には公表されないことになっていますが、そういった場合もやはりどこかで公表していただいたほうがいいのかと思います。

それからもう一つ、これは異常データへの対応が一つだけですが、最大値の2倍を超えると、目標はかなり低いところだと思いますが、その目標値の例えば2分の1を超えた場合とか目標値以下でも、幾つか段階があって、その場合にはもっと速やかな対応をしないといけないと思いますので、そういったものもつくっていただければいいのなかというふうに思いました。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 このモニタリングというのは、実際、ピコグラムオーダーの非常に低いところでやっております、その中で数値の変動があった場合にどう対応するかということでこのフローシートをつくらせていただいております。今、御指摘いただきましたように、例えば環境基準を超えるような話ですとか、そういった状態になれば当然、公表とか原因調査とかいうのをやっていくのですけれども、もう少し低いほうの、監視している数値の変動があった場合に、それをどう異常とみなして何らかのアクションを起こすかどうかということでこのフローシートをつくらせていただいておりますので、そんなふうに御理解をいただければと思います。

【松田委員長】 ほかの委員からもこの表についていろいろなコメントがございましたので、これは一応たたき台ということだと思いますが、完備していただくように御

検討いただきたいと思います。

はい、どうぞ。

【JESCO(鐘ヶ江運転管理課長)】 運転管理を担当しています鐘ヶ江でございます。

先ほどの試薬の管理でございますが、試薬の管理は瓶管理で行っております。

【須賀委員】 瓶管理は、1本なくなってもわからなくなってしまうとか、非常に問題があるんですよね。やはり使用量管理にしないとまずいかなと思います。

【JESCO(鐘ヶ江運転管理課長)】 だから1回分の数量をチェックしています。

【須賀委員】 払い出しでチェックしているということですね。

【JESCO(鐘ヶ江運転管理課長)】 そうですね。種類としては約50種類で、瓶の大きさとしては500ミリリッター、3リッターで、たまに1リッターあるという形です。

【須賀委員】 ISOの観点からいくと、使用量管理にしたほうが本当はいいんじゃないでしょうか。

【井上委員】 確認なんですけど、PCBを含む分析試薬も瓶管理なんですか。通常の試薬が瓶管理で、ここで書いてあるPCBを含む試薬は数量管理と、そういうことではないんですか。すべて一律に同じ管理で、PCBを含むものは特別な管理をされているというわけではないんですか。通常ですと、劇物までは瓶管理でいいけれども、毒物になるとグラムで管理しないといけないというふうにしているんですけど。

【松田委員長】 今のところは、もう一度よくチェックしていただいて、また御回答していただくということで、宿題にしてもよろしいですか。

【井上委員】 はい、お願いします。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 私どもが確認したことと認識がずれているところがあるかもしれませんので、もう一度すり合わせさせていただいて、また御報告させていただきます。

【松田委員長】 そうですね、お願いします。

次の議題に移りたいと思いますが、何か特にありますか。

【須賀委員】 1月29日にオンラインモニタリングで異常値の形で確認しているんですね。それで分析したのが2月25日で、1カ月ぐらい後の実際の確認になっているので、異常のレベルで緊急性を認めなかったのかなと思うけれども、立ち入りして異

常があったら、やはりチェックの意味もあるし、データを確認する意味もあるので、即分析ということがやはり必要だと思うので、できれば担当の立ち入りの判断で分析をやるような形が望ましいんじゃないかなと思います。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 ほかの観点で漏洩等の異常がないということは立ち入りで確認しておりましたので、分析は念のために行っています。おっしゃられるように、できるだけ早くやったほうが、やるのであれば早くやったほうがよかったと思います。以後、その辺検討していきたいと思います。

【松田委員長】 よろしくお願いいたします。

【JESCO(牧田副所長)】 今の点ですが、JESCOとしましては、異常な状態になった時点から毎日、手分析でございますが、オフラインの分析を実施しています。異常は3系ですけれども、3系の後に1系のほうに回っていきますので、その1系のオンラインの数値が間違っていないかということで、手分析を毎日やっております。

【須賀委員】 JESCOはいいですが、豊田市の対応のほうをお願いしたいと思います。

【松田委員長】 またもう一度戻ることもございますので、先に進めさせていただきます。

JESCOのほうの御報告内容について資料2-1のほうから順番に、何かお気づきの点がございましたらお願いします。

【太田委員】 17年から操業をなさって、非常に国民の環境に対する要望が年々厳しくなっていますが、環境基準値とかあるいは管理目標値がありますが、これは17年の操業時からの数値で変わってないわけですか。

【JESCO(吉本所長)】 現在のところ変わってないと思っております。

【太田委員】 これは環境省に影響するかもしれませんが、今後もこの環境基準値というものは変えなくてこの数値でいくのですか。この事業の終了時期が平成28年度までのようですけれども、非常に国民の環境に対する見方が厳しくなっているものですから、かなりゆとりのある基準値ではあるようでございますが、専門家でないものですから、その辺、どのようなことを考えてみえるのか。

【松田委員長】 では、どちらにお答えいただきましょうか。

【環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課(高橋課長補佐)】 まず、一般的な考え方としては、環境基準が定められていて、それに満足するように、例えば排ガス

の基準を定められていることにはなっていますが、その環境基準は例えば人への影響だとかそういったものを考慮して定められているもので、さらに新しい知見があればそれに合わせて変えるということは当然でございますが、環境基準に基づいて決まっていたとしても、今こういう時代でございますので、それでいいというふうになっている事業者さんは余りなくて、むしろさらにそれより厳しい値で管理をしているというのが実態でございます。

J E S C Oにつきましても、恐らくそういうふうな考え方で、より厳しい管理目標値を決めていただいて、それを遵守していくということをこれまで進めてきているということになるかと思えます。

【太田委員】 ありがとうございます。

もう1点ですが、処理が困難なP C B廃棄物の御説明の中で、既に漏洩している状態のP C B廃棄物だとか、あるいは漏洩の恐れのある廃棄物というような御説明がありました。それぞれの事業者が持っていらっしゃると思いますが、漏洩しているものについて、周辺に対する環境、その指導を、県の産業廃棄物監視室もあるようですが、市のほうで指導されるのか、県のほうで指導されるのか、あるいはJ E S C Oのほうで指導されるのか、ちょっとお尋ねしたいのですが。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 P C B廃棄物保管業者につきましては、毎年1回保管状況について、豊田市内については市のほうへ報告をいただいております。漏洩物とかそういったものも含めて立入検査をして、適切に保管されているかどうかを確認して、必要があれば指導するというかっこうで市のほうではやらせていただいております。

【太田委員】 容器が劣化してきて漏れるというのは、そんな1年に一度ではなくて、定期的に巡回して何か監視していらっしゃるのですか。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 写真つきの報告を毎年1回いただいておりますので、そういったものを見て確認をして、立入検査でまたさらに確認するというかっこうでやっております。

【太田委員】 では、説明には漏洩している状態のというお話があったのですが、まず現実にはないわけですか。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 漏洩しているのもそれはいいことはないです。それはまたさらに容器に入れて保管しています。要するに、外に出ちゃっているというこ

とではなくて、コンデンサとかトランスが腐食して油が漏れている場合には、それをさらに密閉した容器の中に入れて保管していただく、そういうことがやられているかどうかを確認させていただいています。

【太田委員】 では、周辺には影響してないわけですね。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 もちろん、外に漏れたら大変なことになります。

【太田委員】 それなら結構です。

【松田委員長】 それに関連して、今の御質問の中で、漏洩物の収集運搬に関して国の協力を得ながらというところがございますけれども、具体的に国の協力というのは、これは法律上のことに該当するものでしょうか。

【環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課(高橋課長補佐)】 運搬の途中で漏れてしまう恐れのあるような、例えば腐食しているようなもの、こういったものをどう安全に運ぶかということにつきましては、法令上というよりは、実際にどういうことができるのかということを検討してございます。具体的には、収集運搬に関するガイドラインを定めておりまして、この中で具体的な内容について定めておりますけれども、その中でこういったものについてどう対応できるかということを現在検討しております。このガイドラインの具体的な内容につきましては、恐らくそれほど時間がかからない段階で学識経験者の御意見を踏まえながらお示しすることができるかと考えております。

【松田委員長】 ということは、現在、法整備中の段階にあるということですか。

【環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課(高橋課長補佐)】 技術的な検討を学識経験者の御意見をいただきながら進めているところでございます。

【松田委員長】 そのほかいかがですか。

はい、どうぞ。

【浅野委員】 資料2 - 1を拝見させていただいて、12ページからの先ほど来出ています処理が困難なPCB廃棄物、このあたりについて今回、初めて明らかに詳細が記載されておりまして、いろいろなことがあるのだなと思ったところですがけれども、この中でも機器性状が未確定なPCB廃棄物というようなものがある、例えば鉄の容器などの中に入っていて確認が難しいということも受けとめたところなんですけど、こういうような現状が確実にあるということであれば、市側の行政指導が必要ということなんですけど、またそして県のほうからも保管困窮者の方々の対応等も明らかにして

くださったところですが、市と県と国の行政の手厚い指導がこれから本当に必要になってくるのかなと受けとめているところです。

それと同時に、先ほどちょっと意見を言いそびれてしまいましたが、豊田市からの説明の資料1にもありましたが、収集運搬事業者の方々に対しての確認の中で、緊急対応用のグローブが非積載、収集運搬許可証の写しが不携帯、緊急時の対応マニュアル不携帯というのがありますが、やはりマニュアルがあるから大丈夫ではないというふうに感じてしまいます。こういうふうに見ますと、J E S C Oの情報公開はとても多く、またはいろんな方々の関心度も高く、緊張感を持って見ていることができますが、そこからどんどん離れてしまえば離れるほど、収集運搬などの外部の方になればなるほど、いろいろ、本来はマニュアルどおりであるはずのものが無いということを見ますと、事故やトラブルを未然に防ぐためにも、市の対応の必要性をもう一度確認したところです。

【松田委員長】 では、豊田市の方からお願いします。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 今回の御指摘、ごもっともだと思います。そういったことがございますので、許可をとって初めて運搬をする業者については、必ず立ち入りをして、携行品だとか、それから作業状況とか、そういったものを確認して指導させていただいているところです。

ただ、今後、東海4県に広がっていきますので、豊田市だけでは限界がございますので、そちらの自治体のほうにもぜひ、最低でも初荷については立入検査をしてそういう指導をしていただきたいということで、広域協議会でそういった提案をさせていただくことを考えております。

【浅野委員】 質問をしっかりと明確にすることができなくて恐縮でしたけれども、先ほど、機器形状の未確定なものをJ E S C Oでは受け入れを行っていないということですが、PCBというものを社会から完全に処理するということの大前提があり、やはり最終的には何らかの措置が必要ですが、このあたりはいかがでしょうか。

【J E S C O(齊藤事業部長)】 これは全国共通の問題でして、中身がわからないというものの、推測で正確な数字ではありませんが、恐らく数パーセントオーダーは可能性としてあるのですが、先ほど紹介がありましたように、完全に溶接で密閉された鉄箱に入っているというものがかなりございます。これはまずどうやって中を確認するかから始めないといけませんので、今、国の調査費もいただきながら、小さな孔をあ

けて、とにかく気中に、空気成分にP C Bがあるかないかをチェックする方法を開発中です。仮にそれがないということになれば、初めてあけて中を見るということができます。仮に中でP C Bが漏れていた場合はどうするかということについては、今後の課題ということで、まだ手をつけておりません。

そうやって段階的にいくしかないかなと思っております。いずれにしても、まだそういう研究も進めつつ、一つは、保管現場でそういうものに起因してその周りの環境汚染が起きないように、この点については行政の責任ですけれども、それをきっちりと確保しながら、いずれJ E S C Oのほうではその特殊なものも受け入れられるような設備改造で対応できるものがあれば設備改造する、そういったことを少しずつ進めていく必要があります、これは全国共通の課題として取り組んでいます。

【松田委員長】 よろしかったでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【金子委員】 似たような問題ですが、今言われた中身のわからないもの、それからまだ残っているのは低濃度のコンデンサ、それからさらにわからないのが外国製のもの、これらがまだ残っているというふうに思われますが、これらのものが出るのは、今、環境省のほうで検討されていると言われましたが、いつごろ出されるのかというのは予測がつくのでしょうか。もしわかればそれを教えていただきたいということと、もう1点は、このグラフは豊田市内の今の状況ですね。この事業所としては東海4県をやるわけです。それをこのグラフにまとめたときに、できないというのがどのくらいあるのかというのがもし次回でも数字であらわしていただければありがたいと思います。まず、いつごろ答申が出されるかというのを伺いたいと思います。

【環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課(高橋課長補佐)】 微量のP C Bに汚染されたものの処理につきましては、御挨拶の中でも申し上げたところでございますけれども、3月2日に環境大臣の諮問機関である中央環境審議会に設置されました専門委員会できりまとめ案についておおむね了承されました。この中では、幾つか提言がなされているところでございますけれども、その中の一つとして、微量のP C Bに汚染された電気機器等を処理する方々に対して、都道府県、政令市による許可を得て処理を行うことができることになっているけれども、それに加えて、環境大臣が認定をして、そういった方々が処理を行うことも可能であるようにすべきというよ

うな提言がされております。

この提言がおおむねまとまりましたので、それと並行しまして私どもでその制度化に向けた検討をしております。この制度につきましては、環境大臣の告示、もしくは環境省令で恐らく定められることになると思いますけれども、その法令の制定を来年度の早い時期に、恐らく5月ないし6月ぐらいになると思いますけれども、そのあたりには御報告して、こういった制度も拡張しながら今後その処理体制の構築を図っていきたいというふうに考えているところです。

【JESCO(吉本所長)】 処理ができないものはどのぐらいあるかということですが、PCBの廃棄物については、行政に登録されているものと、それからJESCOに登録されているものと両方ございます。私どもは、JESCOで処理ができるものの内容で登録を確認しておりますので、東海4県の私どもに登録されているものは把握をしております。

今日は細かい数値は別にしまして、東海4県にどのぐらいのトランス、コンデンサが登録されていて、処理がちょっと困難と思われるものがどのぐらいかというのは、また次回にでも説明させていただきます。

【JESCO(齊藤事業部長)】 現在のところ、全国ベースでそこまでの精度を持った整理はしておりません。やはり処理期限が迫って、今回の場合、豊田市が行政的にももう一回行政登録データを洗い直して、それをJESCOのデータと突き合わせてやるとやっとここまでわかるんですが、まだ手のついてない県も全国には相当数ありまして、そこまでまだ行政とのすり合わせというのは進んでおりませんので、同じレベルで全国データというのはちょっと現段階では難しいかと思います。

【金子委員】 全国ではなくて東海4県で。

【JESCO(齊藤事業部長)】 東海4県は、今申し上げたとおりです。

【松田委員長】 私のほうから、同じように処理困難な状況の中で、一つは、保管者が非常に困ってらっしゃるということで、愛知県からの再度の御説明もあったと思いますが、どちらにお伺いしたらいいのかわかりませんが、例えば困窮者の方が経済的な問題で処理が困難というケースと、それから先ほど来の物理的に漏洩物であるとかそういう恐れのあるものというようなことで処理ができない、大きく分けると2つに分かれると思います。前回のお話では、経済的な理由ではなくて、制度上の理由で早く処理していただきたいけれどもできなかったということで、こういうケース

には該当しないのかもしれませんが、現在、豊田市の中で処理がなかなか進んでない理由の一つとして、経済的な困窮でできないという方たちに対しての行政としての取り組み、あるいは助成制度のようなものはどのような状況になっているかということ、簡単に結構ですけれども教えてください。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 経済的理由というのは、このように非常に経済的に厳しい状態になって、処分費用を今出すのが困難だという意味で経済的な理由と申し上げたんですけれども、倒産してしまったとかそういうこととはちょっと違う事例ということで御理解いただきたいと思います。

そういう意味で言いますと、倒産とか何かで本当に困ってしまっているという方は、豊田市内では今のところ私どもへの御相談はございません。

【松田委員長】 愛知県のほうはいかがですか。そういうケースが出てきた場合、マニュアルのようなものは、対応はできますか。

【愛知県環境部資源循環推進課(阿部主任主査)】 倒産の話は、豊田市と同じです。ただ、今金がないからといっても、会社が何とか続けられるようなら、それは何とか保管してくださいとお願いするしかありません。

【JESCO(吉本所長)】 困窮者に対しての経済的なことということですが、直接つながるわけではございませんが、皆さん御存じだと思ってこれまであまり説明しなかったんですが、PCB廃棄物につきましては、国のほうから中小企業に対しては随分手厚い補助がされております。

まず、私どもは処理料金をいただくことになっておりますが、JESCOに登録されますと処理料金の5%を割り引きするという形になります。それから国のほうでは、中小企業と認定されれば70%の費用の割引があります。

例えば仮に30キロのコンデンサをお持ちだとすると、私どもの展示施設に20キロ弱のコンデンサを置いてありますが、30キロのものだと、処理料金は税込みで58万円です。ちょっと高いですが、これに対して国の補助が40万6,000円ございます。私どもに早期登録していただきますと、2万9,000円補助します。手続でちょっと3,000円という費用は取らせていただきますが、お支払い料金は14万5,000円というような形で補助はしております。あと収集運搬料はちょっと補助できませんが、そのような形で対応はしております。

【松田委員長】 ありがとうございます。

それでは、余り時間がないですが、次の資料 2 - 2 のほうに移らせていただきます。
いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【金子委員】 1点だけ。1ページ、表の中に愛知県、名古屋市、岐阜県、三重県とありますが、東海4県の静岡県は全然されてないのでしょうか。静岡県は何件ぐらいありますか。

【J E S C O (吉本所長)】 現在のところは、困窮者は出ていません。

【金子委員】 ゼロと考えていいですか。やはりゼロならゼロと入れておいていただいたほうが安心だと思います。

【松田委員長】 そのようにお願いします。

いかがでしょうか。

【森委員】 コーキング材の発泡試験の結果を見させていただいて、コーキング材で発泡テストをして、金属の接着面のところから発泡があるということですが、それに関して、振動テストの結果が出ていますが、この場合は、瞬間的な一時的な力を見ているけれども、接着面とのはがれが原因ということになると、やはり小さな力でも、どのぐらい繰り返し長時間力が加わったかということも見ておいたほうがいいのかなど。御説明では、残念ながら相関関係がなかったということですが、もし継続して現地での測定が可能であれば、小さな力でもどのくらいの時間にわたって振動があるかということも継続して見ていけば、何らかの相関が出てくるのではないかなという気がします。

【J E S C O (塩飽設備保全課長)】 設備保全を担当しています塩飽と申します。

振動は、御存じのように振幅、速度、加速度と3つのパラメーターがありますが、今回は速度で測定しています。速度のほうは、振幅の影響とあと周波数、繰り返しの振動が一緒になったものを測っていることになりますので、繰り返しも考慮して測定しているというふうに我々は考えております。

【森委員】 その作業をするときに、1週間のうち1回だけ大きな力が加わっているのではなくて、それを平均しているということですか、それとも1週間毎日、非常に小さな力が繰り返し加わっているのか。

【J E S C O (塩飽設備保全課長)】 その点でいきますと、測定期間に何回か出てきます。それを速度で測定しますが、速度自体が周波数込みになっていますから、周波

数成分までとらまえることができます。

【松田委員長】 これに関連して、原因はまだ究明中ということでございますので、安全性を担保するという意味で、次の6ページのところに管理基準がありますけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

【須賀委員】 二次安全策に対してこれだけ、多分費用もかかるだろうと思うけれども、しかも全長発泡試験は、1回にどれぐらいかかるのかわからないけれども、1,000メートルもやるとなるとちょっとやり過ぎのような感じがしないでもないです。なぜユーザーのほうがこんな一生懸命やる必要があるのでしょうか。コーキングの会社のほうとタイアップした技術的な開発のほうが早いんじゃないかと思うんですけれども、そういう発想がないのがよくわからないんですけれども。

【松田委員長】 今の御質問はどうでしょうか。特にメタクリレート系コーキング材というのを選ばれた時点でメーカーさんとどういう経緯でこういう施工をされたかということと、それから今の管理に係るところの問題で、タイアップしてやられたほうがいいのではないかということですが。

【JESCO(吉本所長)] この施設を施工する段階で、ある樹脂の方法でJESCOが承認して認めた方法でやっておりました。その後、漏洩があったときに、問題点が、材料がよくないという点に気がつきまして、再度試験をやりまして、今回メタクリレート系の樹脂で施工をしているわけですが、一応、JESCOのほうで引き取って承認した形になっていますので、あとはJESCOが管理をしっかりしていかないといけないというふうに考えております。

【松田委員長】 今のところで何かございますか。よろしいでしょうか。

試験方法についても、結構厳しくやられようとしていらっしゃるものですから、こちらの委員会としては、厳しくやっていただくことには異論はございませんので、原因の究明を期待しつつ、しばらくこういう形でやっていかれるということでよろしいでしょうか。

もう時間がございませんけれども、受入基準の変更という9ページですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

【須賀委員】 3番目は、ここだけ何でわずかな変更をしているのかよくわからないんですけれども。

【松田委員長】 主な変更点の中の3つ目の、運搬方法等の拡大というところですが

れども、この辺は。

【ＪＥＳＣＯ（吉本所長）】 現在、ＪＥＳＣＯのほうで登録して許可している会社は十数社ございますが、低床型のトレーラーといいますと、やはり収集運搬業者が限定されます。限定されますと、競争原理が働かなくなり収集運搬料金が高くなります。私どもとしては、できるだけ費用は安く安全に運んでもらうことが必要ですが、大勢の方に競争の中で運んでいただくには、拡大を図った方がいいということで、私どものほうの受け入れ施設の能力は問題ないので、そのような形で今回受入基準を拡大しようということで考えています。

【松田委員長】 競争原理はいいですけども、安全を最低限確保しながらの競争原理ということで。

【ＪＥＳＣＯ（吉本所長）】 他の事業所でも、低床型でやってないところもございませぬので、何ら問題ないと考えています。

【須賀委員】 既存の運搬会社が持っているトレイの一番マックスがこの基準ということですか。

【ＪＥＳＣＯ（牧田副所長）】 トレイにつきましては、豊田施設で受け入れることができる最大サイズが幾つであるかと、受入エリアから処理場のほうに投入することができる最大サイズはどれだけかということで、ちょっと緩和をさせていただこうと思っております。

【須賀委員】 業者が持っているトレイのマックスではなくて、こちらのサイズということですね。

【松田委員長】 そのほかいかがでしょうか。

【竹内委員】 ちょっと戻って申しわけないですけども、資料２－１にＪＥＳＣＯとの協定書とありますが、この協定書というのはホームページか何かで見られますか。

【ＪＥＳＣＯ（吉本所長）】 豊田市のホームページで見られます。

【竹内委員】 わかりました。

【松田委員長】 時間がまいっていますが、そのほか特に御発言のある委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、時間を超過してはいけないと思っはいますが、ちょっと私のほうからお願いします。

資料１の（４）が気になったのですが、これは時間がないということでまた次回の

ときにお伺いしたいのですが、オンラインモニタリングと手動分析のところで少し相違があるということでございます。いずれにしても、3系の排気は1系のほうにいくので安全は確保されているけれども、途中の段階でのそういった原因というのがもしおわかりになれば教えてください。

【JESCO(牧田副所長)】 原因は、このオンラインモニタリングそのものがどういう形で測っているかということですが、標準試薬としてトリクロロフェノールというものを噴射しまして、それをベースにPCBの量を確定するという形の計量器になっておりますので、この異常が起きている第3系統はプロセス排気ということで、いろんな処理をしている排気がみな来ます。処理にはいろんな油を使っています。洗浄溶剤とか、鉱物油とか、スクラバ油とか、炭素数で13炭素から19炭素、いろんな油を使っているものですから、それとトリクロロフェノールの重量が非常に近いところにあるために、トリクロロフェノールが検知されなくなってしまう、それによって異常が起きているということがわかっております。

【松田委員長】 ミストのようなものが染みてきているということですか。

【JESCO(牧田副所長)】 はい、そうです。

【松田委員長】 わかりました。

大変不手際な司会で、12時ジャストにならなくて申しわけございませんでした。

ほかに特に御意見がございませんようでしたらこれで終わらせていただきますが、最後に確認ですが、本日の資料の公開につきましては、いかがいたしましょうか。

【豊田市(福岡環境保全課長)】 すべて公開で結構でございます。

【松田委員長】 では、公開ということでお願いいたします。

それでは、これで平成20年度第3回豊田市PCB処理安全監視委員会の議題をすべて終了させていただきました。

委員の皆様方には、会の進行に大変御協力いただきましてまことにありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうにお返しいたします。

【(事務局)松井】 長時間にわたりまして松田委員長を初め委員の皆様ありがとうございました。

これをもちまして、平成20年度第3回豊田市PCB処理安全監視委員会を閉会いたします。

午後 12 時 04 分 閉会